審議事項

市融資制度(新規開業支援資金)に係る利子補給の導入について

導入の目的:

千歳市の制度融資(新型コロナウイルス関連を除く)には、運転資金・設備資金等、合計で6種類の資金が存在する。

各融資は、借入時の保証料を全額補給することとしている一方、利子は補給対象としていない。

一方で、新規開業支援資金の利用者は、新規の事業開始や、設立5年未満であることから、自己資金に 余裕がない場合も多く、利子補給を行うことにより、事業の安定した運営が見込まれる他、周辺自治体と 比較して充実した支援を行うことにより、千歳市で開業することのインセンティブにもつながる。

そこで、千歳市内における、更なる新規創業を促すため、新規開業支援資金利用者に対して、利子補給を行うこととしたい。

制度内容:

新規開業支援資金利用者に対し、返済開始から 12 か月間に支払った利子相当額を交付する。 なお、交付は半年単位とし、4~9月に支払った利子は 10 月、10 月~3月に支払った利子は4月の支払とする。

受付開始日(予定):

令和5年8月1日

(利子補給に係る関連予算の議決が前提となることから、変更となる可能性あり)